

浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域に生活する住民が、自ら発案し、行動することによって、地域の活性化に寄与できるように、住民と行政などが協働による地域づくりを進め、地域自治の実現を目指す浜松市中山間地域まちづくり事業について必要な事項を定めるとともに、当該事業を実施するための基金を造成するため、予算の範囲内で交付する交付金の交付に関し、これに係る予算の執行の適正化を図るために定める。

2 この要綱に定めのない事項については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）の例によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中山間地域」とは、浜松市中山間地域振興計画に基づいた地域で別表1に定める地域をいう。

2 この要綱において「浜松市中山間地域まちづくり事業（以下「まちづくり事業」という。）」とは、浜松市地域振興等基金に関する条例（平成24年条例第3号）第6条中の中山間地域の住民の自主的かつ主体的なまちづくりの推進を図るための事業をいい、中山間地域活動団体が中山間地域特有の課題を解決するため、中山間地域で実施する事業のうち、次の要件を満たす公益性の高い事業をいう。

(1) 別表2で定める方針・事業のいずれかに該当する事業とする。ただし、別表3で定める事業は除く。

3 この要綱において「中山間地域活動団体」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体をいう。

(1) 次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 中山間地域に主たる事務所を有する特定非営利活動法人促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、かつ、当該特定非営利活動法人の代表者又は社員の半数以上が中山間地域に住所を有していること。

イ 市内の中山間地域外に主たる事務所を有する特定非営利活動法人（アに該当する場合を除く。）であって、かつ、アに該当する特定非営利活動法人、中山間地域の自治会、又は中山間地域を活動区域とする別表4に掲げる団体と中山間地域の課題の解決に資する活動の連携協定を結んでいること。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学であって、かつ、アに該当する特定非営利活動法人、中山間地域の自治会、又は中山間地域を活動区域とする別表4に掲げる団体と中山間地域の課題の解決に資する活動の連携協定を結んでいること。

(2) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する

者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人に該当しないこと。

4 この要綱において「地域運営団体」とは、前項第1号ア及び第2号の要件を満たす中山間地域活動団体であって主な活動地域内の住民の概ね4分の1が会員となっている団体をいう。

5 この要綱において「主な活動地域」とは、地域運営団体が特定非営利活動促進法に基づき現に事業を行っている地域をいい、原則として別図の実線で囲まれた地域を最小単位とする。

6 この要綱において「事業者」とは、交付金交付決定を受けて基金を造成し、まちづくり事業を実施する者をいう。

（交付の目的）

第3条 この交付金は、中山間地域活動団体がまちづくり事業を実施するための経費に充当するために造成する基金の積立金の交付を目的とする。

（交付申請資格）

第4条 この交付金を申請できる者は、申請時点において、次の各号に掲げる要件を満たす中山間地域活動団体または地域運営団体とする。ただし、第2条第3項第1号ウに該当する中山間地域活動団体である場合にあっては、第1号から第4号に掲げる要件を満たせば足りるものとする。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 市民税・県民税特別徴収義務者指定を受けていること（交付金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）
- (3) 3年以内において、第21条により、取り消しを受けたことがないこと。
- (4) 団体の設立日から起算して、3年を経過していること。
- (5) 申請日を含む事業年度の前3事業年度の活動について、特定非営利活動に係る事業における収入及び事業費が、それぞれ33万円以上であること。ただし、施設等受入評価益及びボランティア受入評価益、施設等評価費用、ボランティア評価費用は含まない。
- (6) 浜松市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年浜松市条例第38号）第8条に基づき、事業報告書等の提出をしていること。

（交付の申請）

第5条 交付金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる書類を、市長が定める期日までに提出しなければならない。ただし、第2条第3項第1号ウに該当する中山間地域活動団体にあっては、第4号から第7号に掲げる書類は、これに類する書類を提出するものとする。

- (1) 交付金交付申請書（第1号様式）

- (2) 法人の概要書（第2号様式）
- (3) 登記事項証明書（写し可）
- (4) 財産目録（直近3事業年度）
- (5) 貸借対照表（直近3事業年度）
- (6) 事業報告書（直近3事業年度）
- (7) 活動計算書（直近3事業年度）
- (8) 特定非営利活動法人の場合、10名の社員の氏名及び住所を記した名簿（第2条第3項第1号アに該当する中山間地域活動団体であって、代表者の住所地が中山間地域内でない場合にあっては、全ての社員の氏名及び住所を記した名簿）
- (9) 中山間地域まちづくり事業提案書（第3号様式）
- (10) 中山間地域まちづくり事業計画書
- (11) 中山間地域まちづくり事業収支予算書（基金取崩計画を含む。）
- (12) 連携協定書（申請者が第2条第3項第1号イ及びウに該当する場合に限る。）
- (13) 市税納付・納入確認同意書（指定書式）
- (14) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（交付金申請者が給与所得者を雇用している場合）
- (15) 暴力団排除に関する誓約書（第4号様式）
（まちづくり事業交付金対象経費）

第6条 第2条第2項のまちづくり事業を実施するための市長が認める経費は、別表5で掲げるものであって、当該事業の実施に必要なと認めるものとする。

2 一事業当たりの人的経費は、交付限度額の1/2以内の額とし、交付対象経費が交付限度額に満たない事業の場合は、交付対象経費の1/2以内の額とする。

3 まちづくり事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。

4 まちづくり事業を実施するために必要となる資源は、中山間地域から調達するよう努めなければならない。

（交付区分）

第7条 交付金の額は、予算の範囲内で、前条第1項に定める経費の10分の10以内の額とする。

2 次の表の左欄に掲げる申請団体の事業の期間は、同表の中欄とし、交付金限度額は右欄とする。ただし、交付金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

中山間地域活動団体	2年以上4年以下	1,000万円
地域運営団体	3年以上6年以下	5,000万円

（善管注意義務）

第8条 事業者は、善良な管理者の注意をもって、第1条の趣旨に従い、交付金を受けて造成した基金及び取得又は効用が増加した財産を管理しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、交付金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきであると認めたときは、交付金の交付決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするものとする。

3 市長は、交付金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件並びに前項による修正事項を、交付金の交付申請をした者に交付金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

4 市長は、交付金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を交付金の交付申請をした者に交付金不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 市長は、交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 交付金は、基金造成以外の目的に使用してはならない。

(2) 善良な管理者の注意をもって、第1条の趣旨に従い、交付金を受けて造成した基金及び取得又は効用が増加した財産を管理し、担保に供してはならない。

(3) 市税の滞納をしてはならない。

(4) 基金の管理及びまちづくり事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。

(5) まちづくり事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(6) 前号に掲げるもののほか、まちづくり事業の実施期間及び内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

ア 単事業年度において、対象経費総額の10%以下の科目の配分変更を行う場合。

イ 事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合。

(7) まちづくり事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(8) 交付金交付後、まちづくり事業終了まで毎年度、第18条に定める年度実績報告書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

(9) 基金の運用益は基金に繰り入れ、まちづくり事業の収益は基金に優先して、翌年度のまちづくり事業に使用する経費の財源としなければならない。

(10) まちづくり事業は交付金が交付された年度と同一年度に着手すること。ただし、市長が認めた場合この限りでない。

- (11) まちづくり事業終了後、第20条に規定する基金収支報告書（第19号様式）及び中山間地域まちづくり事業終了報告書（第20号様式）を市長に提出しなければならない。
- (12) まちづくり事業終了後、基金に積立金があるときは、市に納付しなければならない。
- (13) 事業者は、まちづくり事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、基金廃止後10年間、保管しなければならない。
- (14) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項。

（申請の取下げ）

第11条 交付金の交付申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金交付決定通知書を受領した日から起算して7日経過した日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定により交付金交付申請の取下げをするときは、交付金交付申請取下書（第7号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（交付金の交付及び前金払）

第12条 市長は第9条第1項による決定について、前金払請求書の提出を受けて交付金を交付するものとする。

- 2 事業者は、第9条第3項の規定による交付金交付決定通知書を受領した日から起算して7日経過した日までに交付金前金払申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の交付金前金払申請書の提出を受け前金払の必要があると認めたときは、交付金前金払承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。
- 4 事業者は交付金前金払承認通知書受領後直ちに前金払請求書（第10号様式）を市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の前金払請求書の提出を受けて交付金を前金払により交付するものとする。

（基金造成報告）

第13条 事業者は、基金の造成が完了したときは、直ちに基金造成報告書（第11号様式）に基金の造成及びその額を証明する書類を添えて市長に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による基金造成報告書を受けたときは、その内容を確認し、基金の造成が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に交付金交付

額確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、基金の造成が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を採るべきことを事業者に対して是正指示書（第13号様式）により指示するものとする。

（事業変更等）

第16条 第10条第5号及び第6号の規定に基づく承認の申請は、次の書類を市長へ提出し、承認申請を行わなければならない。

- (1) 事業変更承認申請書（第14号様式）
- (2) 変更事業計画
- (3) 変更事業収支予算書

2 市長は、前項の規定により事業変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を、事業変更（不）承認通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（実施状況報告）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、市長が必要と認める期間の事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告は、実施状況報告書（第16号様式）によるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況をいつでも実地調査することができる。

4 市長は、実施状況について、基金の管理又はまちづくり事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対してこれを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

（実績報告）

第18条 事業者は、まちづくり事業の会計年度を4月1日から3月31日までとし、毎年度の事業の実施状況について、実績報告書（第17号様式）及び市税納付・納入確認同意書（指定書式）を事業年度の翌年度の5月末日までに提出しなければならない。

（実績報告の審査及び指示）

第19条 市長は、実績報告書を審査し、基金の管理又はまちづくり事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、これを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示ができるものとする。

2 市長は、審査の結果を実績報告審査結果通知書（第18号様式）により通知する。

（基金収支報告書及びまちづくり事業終了報告書）

第20条 事業者はまちづくり事業が終了したときは、基金収支報告書（第19号様式）及び中山間地域まちづくり事業終了報告書（第20号様式）に必要な書類を添付し、当該事業が終了した日から起算して2月を経過した日までに市長へ提出しなければならない

ない。

- 2 市長は、前項の規定による基金収支報告書及び中山間地域まちづくり事業終了報告書を受けたときは、その内容を審査し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、基金の管理及びまちづくり事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対してこれに適合させるための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。
- 4 市長は、審査の結果を基金収支報告及びまちづくり事業終了報告審査結果通知書（第21号様式）により通知する。

（事業者の責に帰すべき事由による決定の取消し）

第21条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第2条第3項の要件を備えなくなったとき。地域運営団体においては第2条第3項及び第4項の要件を備えなくなったとき。
- (2) 交付金を他の用途に使用をしたとき。
- (3) まちづくり事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 事業者が第17条第4項の規定による市長の是正指示に従わなかったとき。
- (5) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (6) 事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。
- (7) 事業者が第10条第5号の規定により、まちづくり事業の中止又は廃止の申請をしたとき。
- (8) 事業者が第17条第3項による必要な調査に応じなかったとき。
- (9) 事業者が第27条第2項による必要な調査に応じなかったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、交付金を交付することが不相当であると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取消しする場合は、交付金交付決定取消通知書（第22号様式）により通知するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第22条 市長は、交付決定をした場合において、その後の天災地変等、事業者の責めに帰すことができない事情の変更により特別の必要が生じたときは、その内容を審査し、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付した金額のうち既に当該事業を実施した部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しにより特別に発生した事業に対しては、次に掲げる経費に限り、交付金を交付するものとする。

(1) まちづくり事業に係る機械、器具及び仮設物等の撤去その他の残務処理等に要する経費

(2) まちづくり事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 第1項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消しする場合は、交付金交付決定取消通知書(第22号様式)により通知するものとする。

4 第1項の規定により交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合は、交付金変更交付決定通知書(第23号様式)により通知するものとする。

(基金の残額の取扱)

第23条 市長は、第21条及び第22条の規定により交付決定を取り消した場合において、交付の取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて当該交付金を市へ納付させるものとする。

2 市長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めてその超えた金額を市へ納付させるものとする。

3 市長は、第10条第12号の規定により事業者が市への納付義務が生じたときは、事業者に対し、期限を定めて市へ納付させるものとする。

4 前3項の規定により事業者に対し、交付金を市へ納付させるときは、交付金納付通知書(第24号様式)により通知する。

(加算金及び遅延損害金)

第24条 事業者は、第21条第1項の規定により交付決定の取消しを受け、交付金を市へ納付する旨の請求を受けたときは、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)の規定による加算金の額の計算の例によって算出した加算金を市に納付しなければならない。

2 事業者は、交付金納付の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則の規定による遅延損害金の額の計算の例によって算出した遅延損害金を市に納付しなければならない。

(他の交付金の一時停止等)

第25条 市長は、事業者が交付金の納付の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第26条 事業者は、事業期間を経過するまでの間は、まちづくり事業により取得し、又

は効用の増加した財産について、まちづくり事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

2 事業者は、まちづくり事業の完了後においても、市長が必要と認める場合は、財産の利用状況について、報告しなければならない。

(まちづくり事業の経理等)

第27条 事業者は、まちづくり事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市長は、市長が必要と認める場合は、交付金の使途及び帳簿等について、いつでも実地検査することができる。

(審査会)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金審査会を開催することができる。

(1) 第9条第1項に定める交付申請に関する審査をするとき。

(2) 第16条第2項に定める事業変更承認申請に関する審査をするとき。

(3) 第20条第2項に定める基金収支報告書及び中山間地域まちづくり事業終了報告書に関する審査をするとき。

(4) 第21条第1項に定める事業者の責に帰すべき事由による決定の取消しに関する審査をするとき。

(5) 第22条第1項に定める事情変更による交付決定の取消し等に関する審査をするとき。

(公開)

第29条 事業者は、この要綱に基づき浜松市へ提出された書類について、事務担当者に関する事項を除き、全て公開することに同意したものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度から平成33年度までのまちづくり事業に適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成33年度までのまちづくり事業に適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月11日から施行し、平成29年度から平成36年度までの

まちづくり事業に適用する。平成28年度以前に交付決定を受けた事業は、なお従前の例とする。この場合において、改正前の様式中「平成 年 月 日」とあるのは、「 年 月 日」並びに「平成 年度」とあるのは、「 年度」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、平成31年度以前に交付決定を受けた事業は、なお従前の例とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年度以前の交付決定を受けた事業は、なお従前の例とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表1（第2条第1項関係）

区	区域
浜名区	引佐町伊平 引佐町川名 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町田沢 引佐町 兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場
天竜区	全域

別表2（第2条第2項第1号関係）

方針	事業
人の流れをつくる	市内間交流の促進事業
	中山間地域交流プロモーション事業
地域を元気にする	小規模、高齢化集落の維持事業
	移住、定住の促進事業
	遊休施設の活用事業
産業の力で地域を潤す	農産物の特産品化、6次産業化の推進事業
	林業の再生事業
	コミュニティビジネスの創出事業
	有害鳥獣対策の強化事業
	地産池消の推進事業
	中核商店街の活性化事業
地域をプロモーションする	歴史的、文化的資産を活用した地域づくり事業
	地域資源を強みにした誘客の促進事業
暮らしを守る	地域の交通手段の確保事業
	社会基盤格差の是正事業
	飲料水の安定的な供給事業
	保健、医療、福祉の確保事業
	日常の消費生活の確保事業
	防災対策の強化事業

別表3（第2条第2項第1号関係）

まちづくり事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動又は営利目的とする事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は、業務上必要な許可等が取得できない事業
浜松市の補助金等の公的支援を受けることができる事業
浜松市の委託を受けている事業
国、県その他公共団体又は財団法人、社団法人その他民間機関等から補助金等の支援を受ける事業
調査・研究のみの事業

ハード事業（建物、道路、その他構築物等の建設を目的とした事業。）ただし、ソフト事業に付随するハード整備のうち市長が必要と認めるものについては除く。
イベント開催のみの事業
過去に当該団体が浜松市の補助金等を受けて実施した事業と同一の事業

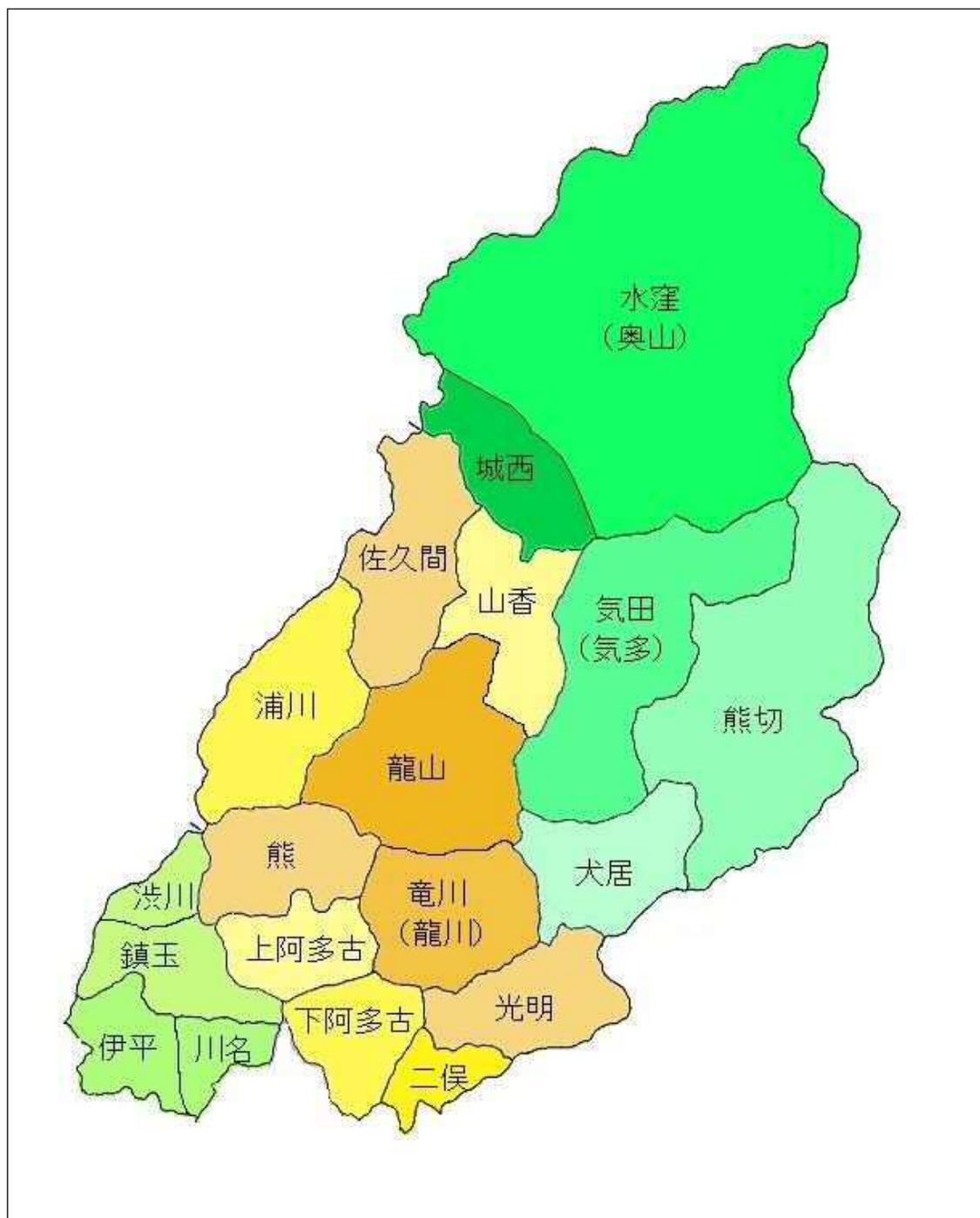
別表4（第2条第3項関係）

奥浜名湖観光協会
天竜区観光協会
奥浜名湖商工会
天竜商工会
引佐町森林組合
天竜森林組合
春野森林組合
水窪町森林組合
佐久間森林組合
龍山森林組合
静岡県西部猟友会引佐分会
静岡県西部猟友会天竜分会
静岡県西部猟友会春野分会
静岡県西部猟友会佐久間分会
静岡県西部猟友会水窪分会

別表5（第6条第1項及び第7条第1項関係）

対象経費	
区分	科目
人的経費	給料手当
	臨時雇賃金
	法定福利費
	通勤費
	業務委託費
その他の 経費	仕入・原材料費
	諸謝金
	印刷製本費
	旅費交通費
	通信運搬費
	消耗品費
	備品購入費
	修繕・改修費
	水道光熱費
	地代家賃
	賃借料
	保険料
	研修費
	振込手数料
<p>※ すべてまちづくり事業にかかる経費とする。</p> <p>※ まちづくり事業の実施ために新規で必要となる経費とする。</p> <p>※ 支払いを証明することができないもの（旅費交通費等実費弁償分は除く）は対象外経費とする。</p> <p>※ 「業務委託費」は一部委託のみ対象。</p>	

別図（第2条第5項関係）



注 上図は明治44年の町村の区域を基に住民活動の実態を踏まえ地域を区分したものである。
括弧内は明治44年時点の町村名。

第1号様式（第5条第1号関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

交付金交付申請書

浜松市中山間地域まちづくり事業交付金について、交付金の交付を受けたいので、下記のとおり、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 造成する基金の名称

2 交付申請金額 円

3 国、県その他公共団体及び財団法人、社団法人その他民間機関からの補助金等の支援の有無又は受ける予定の有無

有 （補助金等を支給する機関） 無

第2号様式（第5条第2号関係）

法人の概要書

名称				
主たる事務所の 所在地	〒			
	電 話		F A X	
	ホームページ アドレス			
代表者氏名				
代表者住所				
設立年月日				
社員数				
目的				
特定非営利活動の 種類				
主な活動内容				
地域運営団体のみ記載欄				
	主な活動地域			
	活動地域内人口			
	活動地域内会員数			

※ 別途資料を添付しても構いません。

※ 大学の場合は社員数、目的、特定非営利活動法人の種類、主な活動内容の記載は不要。

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 Tel

中山間地域まちづくり事業提案書

次のとおり、事業を提案します。

申請区分	中山間地域活動団体 ・ 地域運営団体
事業名	
実施時期	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
実施地域	
事業費	円（うち交付申請額 円）
対象事業 の区分	*別表2の該当事業（複数該当する場合は、全て記載）
地域課題	*解決したい地域課題を具体的に記載

<p>事業の内容 (事業の対象 や課題解決手 法などを具体 的に記入)</p>	<p>*内容がわかる詳細資料を別途添付</p>
<p>成果目標</p>	<p>*事業に取り組むことで、何をどの程度成し遂げたいのか、またどのような効果を生み出すか目標を記載してください。</p>
<p>団体実績</p>	<p>*本事業で活用したいこれまでの実績を記載してください。</p>
<p>実施体制図</p>	<p>*本事業を実施するための、簡単なイメージ図(体制図)を記載してください。他団体等の関わりがある場合は、含めて記載してください。</p>
<p>連携先関わり</p>	<p>*連携先がある場合、事業実施における連携団体の役割を記載してください。</p>
<p>備 考</p>	

事務担当者 連絡先	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	Eメール	

※ 別途資料を添付しても構いません。

指定書式（第5条第13号及び第18条関係）

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

（あて先） 浜松市長

（取扱い） 市民協働・地域政策課

交付金交付申請者

住 所（または所在地）

氏 名（または法人名）

（署名又は記名押印をしてください。）

年 月 日 生

下記の交付金交付申請に伴い、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第5条第1号の規定により、市において、交付金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請交付金 浜松市中山間地域まちづくり事業

暴力団排除に関する誓約書

浜松市中山間地域まちづくり事業交付金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（条第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

（署名又は記名押印をしてください。）

第5号様式（第9条第3項関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付金交付決定通知書

年 月 日付けで提出のあった浜松市中山間地域まちづくり事業
交付金交付申請について、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第9
条第3項の規定により次のとおり条件を付して交付決定します。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 交付決定金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

4 条 件

- (1) 交付金は、基金造成以外の目的に使用してはならない。
- (2) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、その目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
- (3) 市税の滞納をしてはならない。
- (4) 基金の管理及びまちづくり事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。
- (5) まちづくり事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (6) まちづくり事業の実施期間及び内容の変更を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

- ア 事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、中山間地域活動団体の自由な創意により、更に能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合。
- イ 事業の目的及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合。
- (7) まちづくり事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (8) 交付金交付後、まちづくり事業終了まで毎年度、第18条に定める年度実績報告書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。
- (9) 基金の運用益は基金に繰り入れ、まちづくり事業の収益は基金に優先して、翌年度のまちづくり事業に使用する経費の財源としなければならない。
- (10) まちづくり事業は交付金が交付された年度と同一年度に着手すること。ただし、市長が認めた場合この限りでない。
- (11) まちづくり事業終了後、この要綱に定めるところにより、基金収支報告書（第18号様式）及び中山間地域まちづくり事業終了報告書（第19号様式）を市長に提出しなければならない。
- (12) まちづくり事業終了後、基金に積立金があるときは、市に納付しなければならない。
- (13) 事業者は、まちづくり事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、基金廃止後10年間、保管しなければならない。
- (14) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項。

5 申請内容の修正事項

第6号様式（第9条第4項関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出のありました中山間地域まちづくり事業交付金交付申請について、次の理由により不交付と決定しましたので、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

記

1 不交付決定の理由

第7号様式（第11条第2項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

交付金交付申請取下書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付決定のありました下記の浜松市中山間地域まちづくり事業交付金について、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第11条第2項の規定により申請の取り下げをします。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 交付決定金額

円

第8号様式（第12条第2項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

氏名・名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 Ⅱ

交付金前金払申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定を受けた下記の浜松市中山間地域まちづくり事業交付金の前金払をされたく、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第12条第2項の規定により申請いたします。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 交付決定金額 円

4 前金払を必要とする理由

5 前金払を必要とする金額 円

6 前金払を希望する時期 年 月

第9号様式（第12条第3項関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付金前金払承認通知書

年 月 日付で申請のあった浜松市中山間地域まちづくり事業
交付金の前金払承認申請について審査した結果、下記のとおり交付金の前金払を
承認いたしますので、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第12条
第3項の規定により通知します。

記

- 1 基金の名称
- 2 まちづくり事業名
- 3 前金払をする金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- 4 前金払をする時期
年 月

第10号様式（第12条第4項関係）

前金払請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付金の前金
払承認を受けた浜松市中山間地域まちづくり事業交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
氏名・名称
代表者氏名
連絡先 Ⅱ

【振込先】

口座振替先金融機関名
口座種別・口座番号
口座名義

第11号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

基金造成報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定のあった下記の浜松市中山間地域まちづくり事業交付金について、基金の造成を完了したので、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第13条の規定により、関係資料を添えて報告します。

記

1 基金の名称

2 基金の積立額 円

4 交付金額 円

5 口座名義人

6 その他

※添付書類 基金の銀行等の口座番号、口座名義人、口座残高のわかるもの

第12号様式（第14条関係）

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付金交付額確定通知書

年 月 日付けにて提出がありました基金造成報告書を審査した結果、下記のとおり、確定しましたので、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 交付確定金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

第 1 3 号様式（第 1 5 条関係）

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

是正指示書

年 月 日付けの基金造成報告書を審査した結果、下記のとおり、
浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第 1 5 条の規定により是正を指
示します。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 是正の内容

4 是正の理由

第14号様式（第16条第1項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

事業変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定を受けた浜松市
中山間地域まちづくり事業交付金の事業を下記のとおり変更したいので、浜松市中山間地
域まちづくり事業交付金交付要綱第16条第1項の規定により申請します。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 変更の内容

（承認を受けようとする交付金の額、事業計画又は、収支予算など）

4 変更の理由

第15号様式（第16条第2項関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

事業変更（不）承認通知書

年 月 日付けにて申請のありました事業変更承認申請について、承認 ・ 不承認 としましたので、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

2 理由（不承認の場合のみ）

第16号様式（第17条第1項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 Ⅸ

年度 実施状況報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定を受けた浜松市中山間地域まちづくり事業交付金について、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第17条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 基金の積立及び取崩状況

5 まちづくり事業の実施状況

6 まちづくり事業の収支状況

第17号様式（第18条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

年度 実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定を受けた浜松市中山間地域まちづくり事業交付金について、浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第18条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績報告をします。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 基金の積立及び取崩状況

4 まちづくり事業の実施状況

5 まちづくり事業の収支状況

6 団体の状況（地域運営団体のみ）

活動地域内人口

人

うち活動地域内会員数

人

第18号様式（第19条第2項関係）

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

年度 実績報告書審査結果通知書

年 月 日付けにて提出のありました実績報告書について、審査した結果、下記のとおり浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第19条第2項の規定により通知します。

記

- 1 基金の名称
- 2 まちづくり事業名
- 3 審査結果
- 4 是正指示事項
- 5 是正指示の理由

第19号様式（第20条第1項関係）

基金収支報告書

1 収入の部

単位：円

年度	区分	決算額	予算額	比較		備考
				増	△減	
	交付金					
計						

2 支出の部

年度	区分	決算額	予算額	比較		備考
				増	△減	
計						

※ 収支が証明できる書類を添付してください。

第20号様式（第20条第1項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

連絡先 TEL

中山間地域まちづくり事業終了報告書

まちづくり事業が終了しましたので、浜松市中山間地まちづくり事業交付金要綱第20条第1項の規定により報告します。

まちづくり事業名	
実施時期	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
実施場所	
事業の成果 （事業の成果及び収支が分かる資料を添付）	*具体的に記入
備考	

第21号様式（第20条第4項関係）

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

基金収支報告及びまちづくり事業終了報告審査結果通知書

年 月 日付けにて提出のありました基金収支報告及びまちづくり事業終了報告について、審査した結果、下記のとおり浜松市中山間地域まちづくり事業交付金交付要綱第20条第4項の規定により通知します。

記

- 1 基金の名称
- 2 まちづくり事業名
- 3 審査結果
- 4 是正指示事項
- 5 是正指示の理由

第 2 2 号様式（第 2 1 条第 3 項及び第 2 2 条第 3 項関係）

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付金交付決定取消通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定した浜松市中
山間地域まちづくり事業交付金について、下記のとおり交付決定を取り消します。

記

1 基金の名称

2 まちづくり事業名

3 取消の内容

4 取消の理由

第 2 3 号様式（第 2 2 条第 4 項関係）

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した、中山間地域
まちづくり事業交付金交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

- 1 基金の名称
- 2 まちづくり事業名
- 3 変更交付決定金額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

- 4 理由

第24号様式（第23条第4項関係）

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

交付金納付通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付を確定した
浜松市中山間地域まちづくり事業交付金について、浜松市中山間地域まちづくり
事業交付金交付要綱第23条第4項の規定により、次のとおり市への納付につい
て通知します。

記

1 納付する額

金									円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 納付する理由

5 納付期限 年 月 日